

○南関町結婚新生活支援補助金交付要綱

令和6年1月23日

告示第2号

南関町結婚新生活支援補助金交付要綱（令和3年告示第17号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新たに婚姻した世帯に対して、南関町結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 申請日の属する年度の前年度の1月1日から申請日の属する年度の3月31日までに婚姻届を提出し受理された夫婦の年齢がともに満39歳以下の世帯をいう。
- (2) 住居費 申請日の属する年度の4月1日から3月31日までに結婚を機に新たに住宅を新築、購入又は賃借する際に要した費用をいい、住宅の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料を対象とする。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分を住居費から控除するものとする。
- (3) 引越費用 婚姻に伴い行われた引越しに要した費用で、引越し業者又は運送業者への支払に係るものをいう。
- (4) リフォーム費用 婚姻に伴う住宅の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築又は設備更新等の工事費用をいう。ただし、賃貸借契約により本来貸主が負担すべき費用、倉庫又は車庫等の設置に係る費用、外構工事等に係る費用及び家電の購入又は設置に係る費用は除く。
- (5) 継続補助対象世帯 前年度に当該補助金の交付決定を受けた世帯であって、その受給額が1世帯当たりの補助上限額として定める額に達していない世帯をいう。

（補助対象世帯）

第3条 補助金の交付を受けることができる世帯は、新婚世帯又は継続補助対象世帯であって、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 世帯所得（夫婦の所得を合算した金額（貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から、

学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。)の返済を現に行っている場合にあっては、世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額)をいう。)が500万円未満であること。

- (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により本町の住民基本台帳に記録され、かつ、補助金の対象となる住宅が本町にあること。
- (3) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (4) 過去にこの補助金に基づく交付を受けたことがないこと。ただし、継続補助対象世帯は除く。
- (5) 新婚世帯の2親等以内の親族に対し支払った費用でないこと。
- (6) 同一世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でないこと。
- (7) 同一世帯全員に町税等の滞納がないこと。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、住居費、引越費用及びリフォーム費用を合わせた額を対象とし、次の各号に定める額を補助上限額とする。

- (1) 新婚世帯については、1世帯当たり30万円を上限とする。ただし、新婚世帯のうち夫婦の年齢がともに満29歳以下であるときは60万円を上限とする。
- (2) 継続補助対象世帯については、前年度における補助上限額から前年度の補助金交付済額を控除した額を上限とする。

2 前項各号に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

3 補助の対象となる期間は、補助対象年度の4月1日から3月31日までとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、南関町結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象年度の3月31日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 戸籍謄本
- (2) 住民票謄本
- (3) 新婚夫婦の所得が分かる所得証明書等
- (4) 住居費が分かる契約書の写し
- (5) 引越費用の請求書の写し（引越しをした場合に限る。）

- (6) リフォーム工事に係る契約書、内訳書の写し（リフォーム工事をした場合に限る。）
- (7) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類の写し（貸与型奨学金を返還している場合に限る。）
- (8) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（賃貸借の場合に限る。）
- (9) 同一世帯全員の町税等の未納がないことを証明する書類（当該世帯員のうち申請年度の前年度の1月1日時点で本町の住民基本台帳に記録されている者を除く。）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、継続補助対象世帯については、南関町結婚新生活支援補助金交付申請書に前項第4号又は第6号に掲げる書類を添えて、補助対象年度の翌年度の3月31日までに町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第6条 町長は、前条の申請があった場合は、申請内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付の決定をするものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定をしたときは、申請者に対し、南関町結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに南関町結婚新生活支援補助金変更承認申請書（様式第4号）に、第5条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請書の提出があった場合において、申請内容を審査し、適当と認めるときは、南関町結婚新生活支援事業補助金変更承認通知書（様式第5号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の実績報告等）

第8条 補助対象者は、第6条第2項又は前条第2項の規定により補助金の交付決定又は変更承認の通知を受けた日の属する年度の3月31日までに、南関町結婚新生活支援補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 住居費の支払を証明する書類等の写し
- (2) 引越費用の支払を証明する書類等の写し（引越しをした場合に限る。）
- (3) リフォーム工事費用の支払を証明する書類の写し（リフォーム工事をした場合に限る。）

る。)

(4) 建物の不動産登記全部事項証明書（住宅の新築又は購入の場合に限る。）

（補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条の規定に基づく実績報告書を受理したときは、当該実績報告に係る補助金の額を確定し、南関町結婚新生活支援補助金交付確定通知書（様式第7号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第10条 補助対象者は、前条の通知を受けた場合は、速やかに南関町結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の補助対象者からの請求書の提出があったときは、内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第11条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。
- (4) 町長が特に適当でないと認めたとき。

2 補助対象者は、町長が前項に基づき交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月12日告示第38号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

南関町長 様

(申請者) 住 所

氏 名

電 話

南関町結婚新生活支援補助金交付申請書

南関町結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、南関町結婚新生活支援補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

また、補助金交付申請にあたり、町が同一世帯員全員の町税等の納入状況の確認を行うことに同意します。

記

1 婚姻日	年 月 日	婚姻日時点 の年齢	夫(満 歳) 妻(満 歳)
2 内訳	住居費 (新築・ 購入)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額(土地代除く)(A)	円
	住居費 (賃貸) ※駐車場 代除く	契約締結年月日	年 月 日
		支払見込額(B) ※1	円
		住居手当(C)	円
		住居費負担見込額(D) = (B) - (C)	円
	引越費用	費用(E)	円
	リフォーム 費用	契約締結日	年 月 日
		補助対象額(F)	円
合計 (A+D+E+F)			円
3 前年度申請 の有無 ※2	☐ 有	前年度交付済額	円 ☐ 無
4 申請額	円		
5 誓約項目	☐ 私(申請者)及び同一世帯員全員は、他の公的制度による家賃補助等を受けていません。 ☐ 南関町結婚新生活支援補助金交付要綱第11条に該当した場合は、補助金を返還いたします。		

※1 家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料の合計額

※2 前年度申請「有」の場合は、今回申請の対象となる費用を証明する書類のみ添付してください。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

南関町長 様

（給与等支払者）

所在地

名称

代表者名 印

電話番号

住宅手当支給証明書

下記の者について、住宅手当支給状況を下記のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所	南関町大字
氏 名	

2 住宅手当支給状況

年 月現在	住宅手当 (月額)	円
-------	--------------	---

※注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

様式第 3 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

南関町長 印

南関町結婚新生活支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった南関町結婚新生活支援補助金について、南関町結婚新生活支援補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1	補 助 対 象 額	円
2	補 助 金 の 額	円

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

南関町長 様

（申請者）住 所

氏 名

電 話

南関町結婚新生活支援補助金変更承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた南関町結婚新生活支援補助金について、申請事項を変更したいので、南関町結婚新生活補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 婚姻日		年 月 日	婚姻日時点 の年齢	夫（満 歳）妻（満 歳）
2 内訳	住居費 （新築・ 購入）	契約締結年月日	年 月 日	
		契約金額（土地代除く）（A）	円	
	住居費 （賃貸） ※駐車場 代除く	契約締結年月日	年 月 日	
		支払見込額（B） ※1	円	
		住居手当（C）	円	
		住居費負担見込額（D） ＝（B）－（C）	円	
	引越費用	費用（E）	円	
	リフォーム 費用	契約締結日	年 月 日	
		補助対象額（F）	円	
合計 （A＋D＋E＋F）	円			
3 前年度申請 の有無 ※2	☐ 有	前年度交付済額	円	☐ 無
4 申請額	円			
5 誓約項目	☐ 私（申請者）及び同一世帯員全員は、他の公的制度による家賃補助等を受けていません。 ☐ 南関町結婚新生活支援補助金交付要綱第 11 条に該当した場合は、補助金を返還いたします。			

※1 変更内容が確認できる書類等を添付してください。

様式第 5 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

南関町長

印

南関町結婚新生活支援補助金変更承認通知書

年 月 日付で変更承認申請のあった南関町結婚
新生活支援補助金について、南関町結婚新生活支援補助金交付要綱第 7 条の
規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

1	補 助 対 象 額	円
2	補 助 金 の 額	円

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

南関町長 様

（報告者）住 所

氏 名

電 話

南関町結婚新生活支援補助金実績報告書

年 月 日付 第 号にて交付決定（変更承認）通知のあった南関町結婚新生活支援補助金について、南関町結婚新生活支援補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

記

1 実績報告額		円	
2 内訳	住居費 (新築・購入)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額(土地代除く)(A)	円
	住居費 (賃貸) ※駐車場 代除く	契約締結年月日	年 月 日
		支払額(B)	円
		住居手当 (C)	円
		住居費負担額 (D) = (B) - (C)	円
	引越費用	費用 (E)	円
	リフォーム 費用	契約締結日	年 月 日
		補助対象額(F)	円
	合計 (A+D+E+F)	円	

添付書類

- 1 支払を証明する書類の写し
- 2 建物の不動産登記全部事項証明書（住宅の新築又は購入の場合）

様式第 7 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

南関町長

印

南関町結婚新生活支援補助金交付確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった南関町結婚新生活支援補助金について、南関町結婚新生活支援補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1	補 助 対 象 額	円
2	補 助 金 確 定 額	円

様式第 8 号（第 10 条関係）

南関町結婚新生活支援補助金交付請求書

年 月 日

南関町長 様

(請求者) 住 所 南関町大字
氏 名 印
電話番号

年 月 日付 第 号で確定通知のあった南
関町結婚新生活支援補助金について、南関町結婚新生活支援補助金交付要
綱第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額	金 円
------	-----

◆銀行等

金 融 機 関 名	銀行 金庫 農業協同組合			支店 支所
口座種類・番号	普通 ・ 当座	番号		
口 座 名 義 人	フリガナ 氏 名			

◆ゆうちょ銀行

振 込 先	記 号	番 号
口座名義人	フリガナ 氏 名	

※請求者（交付決定者）名義の口座をご記入ください。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

様式第 5 号 (第 7 条関係)

様式第 6 号 (第 8 条関係)

様式第 7 号 (第 9 条関係)

様式第 8 号 (第10条関係)